

2023年2月14日

各位

会社名 ピジョン株式会社  
代表者名 代表取締役社長  
北澤 憲政  
(コード番号:7956 東証プライム)  
問合せ先 執行役員 経営戦略本部長  
田窪 伸郎 (03-3661-4204)

## 取締役に対する業績連動型株式報酬制度の継続および一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2019年度から導入している当社の取締役（社外取締役を除く。以下同じ。）に対する業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）である役員報酬B I P信託（以下「本信託」という。）の継続および一部改定に関する議案を、2023年3月30日開催予定の第66期定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本制度の詳細につきましては、2019年3月11日付「取締役に対する退職慰労金制度の廃止および業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

### 記

#### 1. 本制度の継続について

- (1) 当社は、取締役の報酬と、当社の業績および株主価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を一層高めることを目的として、本制度を下記2.のとおり一部改定の上、継続します。
- (2) 本制度の一部改定は、本株主総会において承認を得ることを条件とします。
- (3) 本制度では、役員報酬B I P（Board Incentive Plan）信託（以下「B I P信託」という。）と称される仕組みを採用しています。B I P信託とは、欧米の業績連動型株式報酬（Performance Share）制度および譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度と同様に、役位および業績目標の達成度等に応じて、当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）を取締役に交付および給付（以下「交付等」という。）する制度です。

#### 2. 本制度の一部改訂について

当社は、本信託について、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、信託期間を3年間延長し、本制度を継続します。本制度の継続後の対象期間は、2023年12月31日で終了する事業年度から2025年12月31日で終了する事業年度までの3事業年度とします。本制度の継続にあたり、本株主総会において承認を得ることを条件として、従前の制度から以下の点を改定します。なお、以下に記載する内容を除き、2019年度に設定した本制度の内容を維持します。

## (1) 取締役に交付等がなされる当社株式等の数の算定方法

取締役に交付等がなされる当社株式等の数は、取締役に毎年付与されるポイント数に応じて算定されます。なお、改定後の本制度においては、現行の本制度において付与されていた非業績連動の「固定ポイント」を廃止し、「業績基礎ポイント」および「業績連動ポイント」で構成するものとします。ポイントの算定方法は以下のとおりです。

対象期間中の毎年3月1日に、取締役の役位に応じた「業績基礎ポイント」が付与され、対象期間終了直後の3月1日には、当該対象期間中の「業績基礎ポイント」の累積値に、当該対象期間における中期経営計画に掲げる財務指標や非財務指標の目標達成度等に応じた業績連動係数を乗じることにより、「業績連動ポイント」が算出されます。

取締役に、退任時に、付与された「業績連動ポイント」（当該取締役の退任が業績連動ポイントの算出前に生じた場合には業績基礎ポイント）の累積値に応じて当社株式等の交付等が行われます。

(業績基礎ポイント)

株式報酬基準額÷当社株式の平均取得単価 ※1

(業績連動ポイント)

業績基礎ポイントの累積値×業績連動係数 ※2

※1 本信託による当社株式の平均取得単価。本信託の信託期間を延長した場合には、延長後に本信託が取得した当社株式の平均取得単価となります。

※2 「業績連動係数」は、原則として、中期経営計画に掲げる財務指標（EPS 成長率、TSR、ROIC 等）や非財務指標の目標達成度等に応じて0～150%の範囲で変動します。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、信託期間中に当社株式の株式分割・株式併合等のポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数の調整がなされます。

## (2) 取締役に交付等がなされる当社株式の数の上限

取締役に付与される1事業年度あたりのポイントの総数の上限は、65,000ポイント※1とします。なお、本制度の対象期間（3事業年度）に本信託が取得する当社株式の数（以下「取得株式数」という。）の上限は、かかる1事業年度あたりのポイントの上限に信託期間の年数である3を乗じた数に相当する株式数 195,000 株※2となります。

※1 取得株式数の上限は、信託金の上限金額（1事業年度を対象として200百万円）を踏まえて、過去の株価等を参考に設定されています。

※2 上記（1）最終段落の調整がなされた場合、その調整に応じて、取得株式数の上限も調整されます。

(ご参考)

【信託契約の概要】

- (1) 信託の種類 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- (2) 信託の目的 取締役に対するインセンティブの付与
- (3) 委託者 当社
- (4) 受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社  
(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
- (5) 受益者 取締役のうち受益者要件を満たす者
- (6) 信託管理人 専門実務家であって当社と利害関係のない第三者
- (7) 信託期間延長合意日 2023年5月12日（予定）
- (8) 延長後の信託期間 2023年5月12日（予定）～2026年5月31日（予定）
- (9) 議決権の取扱い 行使しないものとします。
- (10) 取得株式の種類 当社普通株式
- (11) 信託金の上限額 600百万円（信託報酬および信託費用を含む。）
- (12) 株式の取得時期 2023年5月15日（予定）～2023年5月31日（予定）
- (13) 株式の取得方法 株式市場より取得
- (14) 帰属権利者 当社
- (15) 残余財産 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。

以上